

学校給食費を補助します

▼問合せ 教育委員会事務局
☎62-0823

児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し子育て支援を推進するため、学校給食費を補助します。

対象者 ①～④全てを満たす方

- ①町内に住所がある。
- ②小・中学校に在籍する2人以上の児童生徒を養育し、そのうち2人目以降の児童生徒が嵐山町立の学校に通学している。
- ③嵐山町の学校給食費(過年度分含む)を滞納していない。
- ④生活保護や就学援助等他の公的扶助制度により学校給食費に相当する額の支給を受けていない。

嵐山町学校給食費を保護者が実際に負担した、児童生徒のうち、2人目は2分の1相当額、3人目以降は全額対象期間

前期 4月から9月まで
後期 10月から翌年3月まで
※前期・後期両方の請求ができます。

申請期限 8月31日(火)まで
※必ず申請が必要です。

学校閉庁日

▼問合せ 教育委員会事務局
☎62-0823

町内小中学校では、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組を推進するため、夏休み期間に学校閉庁日を設けています。

学校閉庁日における学校への保護者・地域の方からの電話連絡は、教育委員会事務局に転送されます。

閉庁日 8月7日(土)～16日(月)

※転出入の手続きや学校への相談、手続き等は、可能な限りこの期間外にお願いします。なお、緊急に対応を要することについては、教育委員会事務局から学校教職員に連絡します。



申請先

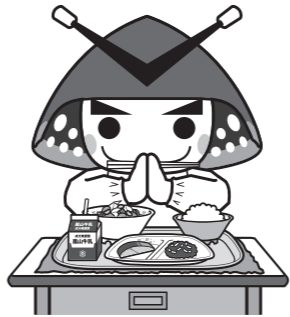
嵐山町教育委員会事務局

申請書は、町ホームページよりダウンロードするか教育委員会事務局で受け取ってください。

注意事項

①全ての対象期間での補助を受ける場合は、8月31日までに申請が必要です。

- ②申請期限を過ぎた場合も、令和4年2月28日までは申請を受け付けますが、その場合の補助対象期間は「後期」のみとなります。
- ③対象となる児童生徒がいる場合においても、月々の給食費は決められた期日までに全額支払う必要があります。
- ④審査の関係上、後期分の給食費の支払い状況は、3月15日までの支払い分で確認します。



子ども医療費の支給対象年齢を拡大します

～令和3年10月診療分から～

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

町では、子どもが病院等がかかった医療費のうち、保険適用分の自己負担額を助成しています。

このたび、経済的負担を軽減し、より安心して子どもを育てられる環境をつくるため、子ども医療費の支給対象年齢を、令和3年10月診療分から、入院・通院ともに18歳に達した日以後の最初の3月31日までに拡大します。

新たに支給対象になる子どものいるご家庭には、子ども医療費受給資格登録申請書を送付しますので、期限までに申請してください。

新たに受給資格の申請が必要な方対象の子ども

町内に住所があり、医療保険制度に加入している、平成15年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた子ども
必要書類

- ①子ども医療費受給資格登録申請書
- ②対象となる子どもの健康保険証
- ③保護者名義の振込先がわかるもの(通帳・キャッシュカード)

現在子ども医療費を受給している方
令和3年7月時点で、中学3年生以下

児童生徒の検定料を補助します

▼問合せ 教育委員会事務局
☎62-0823

児童生徒の語学力及び学習意欲の向上を図るとともに保護者負担を軽減するため、検定受検料に対し補助金を交付しています。

中学生の英語検定料補助

国際化社会の基礎となる英語の知識習得を目指します。

補助対象

- ・嵐山町立中学校に在籍する生徒の保護者
- ・町内に住所があり、かつ町内外の中学校または義務教育学校の後期課程に在籍する生徒の保護者

補助対象経費

公益財団法人 日本英語検定協会が主催する「実用英語技能検定」の受検料補助額

受検料の1/2(100円未満切捨て)
※生徒1人につき、当該年度1回を限度とします。

※「英語検定」は、嵐山町立中学校を準会場として実施する検定のほか、個人で申込みをして受検した場合も対象となります。

交付申請の方法

①学校で受検し、学校を通じて申請する場合

在籍する学校長に委任状を提出

※補助金の申請及び請求その他補助金の交付に関する権限を学校長に委任し、学校長により手続きを行うためです。

②個人で申請する場合

補助金交付申請書に記入の上、受検をしたことがわかる書類の写し(受検票、領収書等)を添えて、教育委員会事務局に提出

申請期限 令和4年2月28日(月)

小学5・6年生の日本語検定料補助

全ての学力の基礎となる日本語の知識習得を目指します。

補助対象

- ・嵐山町立小学校に在籍する5年生及び6年生の児童の保護者

補助対象経費

特定非営利活動法人 日本語検定委員会が主催する「日本語検定」の受検料補助額 受検料の全額

※児童生徒1人につき、当該年度1回を限度とします。

※「日本語検定」は町立小学校での受検者を対象としていますので、在籍する学校長に委任状を提出してください。(補助金の申請及び請求その他補助金の交付に関する権限を学校長に委任し、学校長により手続きを行います)。

詳細は、お問い合わせいただくか町ホームページをご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金の支給

～ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯へ～

▼問合せ 福祉課
☎62-0716

子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給するものです。

支給対象者

① 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度の住民税均等割が非課税の方

② ①のほか、対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満)※)の養育者であって、次のいずれかに該当する方

※令和4年2月28日までに生まれる新生児も対象になります。
令和3年度の住民税均等割が非課税の方

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の方

対象児童

平成15年4月2日から令和4年2月28日までに生まれた子ども

支給額

対象児童一人につき、5万円

支給手続

支給対象者①の方については、申請不要です。児童手当等を受給している口座に支給します。

高校生を養育している非課税の方や、収入が急変し非課税相当の方が給付金を受けるには申請が必要です。

申請受付開始日

決まり次第広報及びホームページに掲載いたします。
※今回の給付金は、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給された方は対象外となります。